

雇用・就職応援インターネットシステム構築事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月26日

掛川市

1 事業概要

(1) 事業目的

- ① 少子高齢化による将来的な人口減少や人手不足が深刻化する中で、人材確保に取り組む市内企業を支援するため、インターネットを活用した市独自の雇用支援用データベース及びシステムを構築することによって、学生を始めとした求職者に対して市内企業の魅力や情報を発信する。
- ② できる限り多くの市内企業に登録してもらい、求職者へ多様な企業情報を提供することで就職マッチング効果を向上させ、市内で就職する者の増加を図る。
- ③ 求職者に利用してもらえる魅力のあるシステムとすることで市内企業へ就職しやすい環境を構築し、将来的に市の生産年齢人口の増加と地域産業の活性化を図り、持続可能な自治体経営に寄与する事業とする。

(2) 業務委託名

雇用・就職応援インターネットシステム構築事業業務委託

(3) 業務内容

「雇用・就職応援インターネットシステム構築事業業務委託 仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の翌日から令和6年3月22日（金）まで
ただし、同日までに運用を開始すること。

2 委託上限額

5,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額 454,545円）

3 実施方法

公募型プロポーザル方式による。

4 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和5・6年度掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格事業者（物品製造）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人格を有している者であること。
- (4) 令和5年6月26日（月）から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、掛川市物品購入等契約の指名停止実施要綱もしくは掛川市工事請負契約等入札参加停止等実施要綱の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 令和5年6月26日（月）から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日において

も、会社更生法(平成14年法律154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

5 選定の手順

(1) スケジュール

項目	期間等
① プロポーザル実施要領等の公表	令和5年6月26日(月)
② 質問の受付	令和5年7月7日(金) 17時まで
③ 質問への回答	令和5年7月12日(水) 17時
④ プロポーザル参加申込書の提出	令和5年7月19日(水) 17時まで
⑤ 企画提案書等の提出	令和5年8月17日(木) 17時まで
⑥ プレゼンテーション(審査会)の実施	令和5年8月25日(金)
⑦ 審査結果の通知	令和5年8月29日(火)
⑧ 契約締結	令和5年9月上旬
以下参考項目	
⑨ 運用開始	令和6年3月22日(金)まで

(2) プロポーザル実施要領等の公表

掛川市ホームページにおいて、令和5年6月26日(月)から掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

掛川市役所での配布や郵送は行わない。

(3) 質問の受付

企画提案書作成に係る内容及び方法等についての質問は以下のとおり受け付ける。

① 提出期限

令和5年7月7日(金) 17時まで

② 提出先

掛川市役所 産業経済部 産業労働政策課 産業活性化推進室 創業・労政係

③ 提出方法

電子メール

連絡先等は、「7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先」参照

メール後に電話でメールの到着確認をすること

④ 提出物

質問書(様式1)

(4) 質問への回答

提出された質問事項及び回答内容をすべて取りまとめ、掛川市ホームページで公表する。

回答日 令和5年7月12日（水）17時

(5) プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、以下により申込書を提出すること。

① 提出期限

令和5年7月19日（水）17時まで

② 提出先

掛川市役所 産業経済部 産業労働政策課 産業活性化推進室 創業・労政係

③ 提出方法

電子メール、郵送のいずれかの方法で提出

連絡先等は、「7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先」参照

④ 提出物

プロポーザル参加申込書（様式2）

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、以下のとおり提出すること

① 提出期限

令和5年8月17日（木）17時

② 提出先

掛川市役所 産業経済部 産業労働政策課 産業活性化推進室 創業・労政係

③ 提出方法

郵送、持参いずれかの方法で提出

持参の場合は、平日の9:00から17:00まで受け付ける。

郵送の場合は、書留郵便で上記提出期限必着のこと。

提出期限を過ぎた場合は受理しない。

提出後の書類の追加及び修正（差し替え）は認めない。

連絡先等は、「7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先」参照

④ 提出物

企画提案書 10部（正本1部 副本9部）

⑤ 提出書類作成要領

提出書類	記載内容・留意事項等	様式
企画提案書	○企画提案書の提出は1提案者1件とする。 ○企画提案書には表紙をつけること。 ○企画提案書には、以下の内容を以下の順で記載すること。	(様式3) 様式任意

	<p>1 本業務受託に応募した理由、企画提案の全体コンセプト</p> <p>2 インターネットシステム構築に関する提案内容</p> <p>3 インターネットシステムに実装する機能に関する提案内容</p> <p>4 インターネットシステムの効果的な運用方法に関する提案内容</p> <p>5 企業情報の収集や更新方法に関する提案内容</p> <p>6 インターネットシステムの周知や広報に関する提案内容</p> <p>7 その他本事業に関する効果的な業務の提案や過去の受託実績、自己PRなど</p> <p>○提出書類はA4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズのページを含むことを可能とする。</p> <p>○表紙を含め30ページ以内とし、両面印刷の上、ページ番号を記入すること。</p> <p>○A3サイズのページはA4サイズ2ページとみなす。</p>	
業務工程表	○本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載すること	任意様式
実施体制	○本業務を受託した場合の実施体制について記載すること。	様式4
見積書	○提案額を記載し、任意様式の積算内訳書を添付すること。 ○構築後5ヶ年（令和5～9年度）の保守・管理について、年度ごとの見積額を任意様式で記載すること。	様式5

⑥ その他

提案者多数の場合は、令和5年8月17日（木）の提出期限後、速やかに（9）④の評価項目等をもって書類審査を行い、書類審査を通過した提案者のみ（9）のプレゼンテーションに参加するものとする。

書類審査の有無並びに詳細については、令和5年7月19日（水）のプロポーザル参加申込書提出期限後、参加申込書提出者に速やかに電子メールで送信する。

（7）プレゼンテーション（審査会）の実施

①日 時 令和5年8月25日（金）（時間は別途通知する。）

②場 所 掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所内（場所は別途通知する。）

- ③方法等 提出された企画提案書の内容を基に、雇用・就職応援インターネットシステム構築事業業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「プロポーザル審査会」という。）において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出する。評価点が最も高い提案者を受託候補者とする。
- ただし、受託候補者は全審査員が60点以上の評価をしていることを条件とする。
- プレゼンテーションは、一提案につき15分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間程度設ける。
- 参加者は1提案者につき2名以内とする。

④ 評価項目等

審査の評価項目等は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
基本方針	・積極性 ・目的理解度	10
企画提案評価	・仕様充足度 ・情報訴求力 ・独創性 ・利便性 ・発展性	50
体制評価	・業務工程表 ・実施体制 ・過去の実績	10
見積書	・当該年度事業費 ・次年度以降事業費	30
	合計	100

(8) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出したすべての者に、令和5年8月29日（火）に電子メール及び郵送により通知する。

審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(9) 契約締結

プロポーザル審査会により受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。

協議が不調のときは、プロポーザル審査会により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

契約締結日は、令和5年9月上旬を予定している。

契約保証金 免除

6 その他

(1) 開示請求

契約を締結する提案者が提出した企画提案書等一式は、掛川市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

(2) 企画提案書の無効

参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(3) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 著作権の取扱い

掛川市は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

(5) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを静岡県警察本部に照会する場合がある。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

② 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア)暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ)暴力団員を雇用すること。

(ウ)暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ)いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ)暴力団又は暴力団員を問題解決のために利用すること。

(カ)役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ)暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所(3階東側) 産業経済部 産業労働政策課 産業活性化推進室 創業・労政係
担当 松浦 市川

電話 0537-21-1125 FAX 0537-21-1212

電子メール sangyo@city.kakegawa.shizuoka.jp